（前のページより続き）

○土地改良法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　五五
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（経済産業二二）　五六
○経済産業省定員規則の一部を改正する省令（同二三）　五六
○特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　五六
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（国土交通二〇）　五六
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同二一）　五六
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（同二二）　五七
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同二三）　五七
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同二四）　五七
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（同二五）　五八
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同二六）　五八
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（同二七）　五八
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同二八）　五九

〔規　則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（公正取引委二）　六〇
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委二）　六〇

〔訓　令〕

○主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（法務二）　六一

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金の一部を改正する件（内閣府・財務一）　六一
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同二）　六一
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（同三）　六二
○国民年金法施行令第十条第二項の規定に基づき保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（厚生労働一六四）　六二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件（同一六五）　六三
○障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一六六）　六三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一六七）　六三
○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（同一六八）　六六
○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件（同一六九）　六六
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件（同一七〇）　六七
○児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一七一）　六七
○食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（同一七二）　六七
○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（同一七三）　六七
○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同一七四）　六八
○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（同一七五）　六八
○児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同一七六）　六八
○障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（同一七七）　六八
○障害者自立支援法施行規則附則第七条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び児童福祉法施行規則第五十一条の六第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を廃止する件（同一七八）　六八
○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境二九）　六八
○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同三〇）　六八

〔官庁報告〕

官庁事項
内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則（内閣）　六八